

き忘れである云ひ傳へられます櫻島の島芙蓉は、乃木静子夫人の如き氣品淑やかな烈婦を象つたものであります。この神秘なる山水の天恵に浴して居る鹿兒島の土地に、不二の富士を作つた造化の神が、今尚ほ靈活作用を施して、斯く偉人烈婦を生むのではないでせうか。私達は此二つの雄姿を眺めます時に、極めて神秘に極めて深奥に極めて微妙に、神と兩富士との間に、最も密なる囁きが毎に交されつゝあるやうに感じられるのであります。

一六六、歴史に見る鹿兒島——更にこれを歴史の上に調べますと、三州の始祖島津忠久公が此地に業を創められまして以来、忠義公に至るまで二十九代、年を経ること七百年、其間日本國中は亂れて、各所に群雄が競ひ起り、領土爭奪のために或は倒れ或は亡び、強弱共に實に根柢のない有様でありました。歴史ではこれを戦國時代と云つて居りますが、斯の時でも獨り島津家のみは能く其領土を修め士風を鼓舞し、常に泰平の裡に教化して、自然恩恵を加へましたから、子孫綿々として覇を一方に稱し得たのであります。故に天下に事をなす徳川ですら、薩州を腫物扱ひにして、家康公が死ぬる時でも「久能山に祀る時には、自分の身體は西に向けて置き」て命する程に薩州を恐れ居たことから考へましても、如何に薩摩の勢力が偉大であつたかを知ることができます。併しながら此一角に覇をなす隼人傳統の武勇には他藩の有せぬ一種の義俠を含んで居りました。これ即

ち薩摩武士特有の美點でありまして、江戸城受授の際に、西郷南洲先生に依つて忌憚なく發揮され更に我國に赤十字病院を開設し、世界聯盟に加はらんとした時、汎愛仁俠の實證にされました等、平素慍悍なる一面に仁俠に富んで居るのはそこに言はれぬ味があるではありませんか。

一六七、隼人氣質と鎌倉武士——併し此個有的要素を造りました原因は、太守忠久公が自ら率ひて下られた鎌倉武士の特質で、隼人傳統の氣質が七百年間相渾化して、常に蘊蓄醗積の宜しきを得た結果であります。而して文永、弘安の兩役には、島津三代の祖久經公と忠宗父子が、國中の精英を率ひ我國最初の國難に當り、泗川に勝ち、元寇を斃にし、能く皇國を安きに導きたる功績も亦此特有精神の發露に外ならないのであります。更に七代元久公の世となり禪學を興隆し固有精神に宗教的道念を加味し、薩南武士の品性に更に一道の光明を與へ、其後四世を経て第十一代忠昌公の時代から、有名な桂庵禪師の儒學を鼓吹し、忠勇仁義武烈の精神を一層強め、大に士風の薰化發達に資したのであります。此禪師の儒學鼓吹は、常に薩州の士民を學風に味得せしめた許りでなく、僧文之藤原惺窩等に依り全國の學風を一變したのであります。

一六八、中興英主日新公——然るに世は封建割據となりまして、武斷政治の活躍を要するやうになりますと、天は恵んで克く日新齋忠良公の如き島津家中興の英主が現はれまして、其經綸施

策に依つて、益々大業を成就されました。斯くて徳川の天下となり世は泰平に慣れ、爛熟した文化の蔓こる時でも、薩州人だけは獨り別物として、平時も亦武勇鍛練に怠らなかつたのであります。されば近松の淨瑠璃の中で「おまん源五兵衛」と云ふ薩摩歌の中でも「抜く三鞘を敲き破り、再びさゝずに死ぬるが是れ正銘」にありますが、抜くと鞘を叩き割つて、再びさゝぬがこれ薩摩流儀だといふことでもあります。この近松時代の淫猥なる時代でも、武勇鍛練を怠る風習がなかつたことを證明して居るのであります。斯くて明治初年に至るまで新を探つて、古きを補ひ、能く薩摩固有の士風に順應する思想普及の充實を計つたことが今日の審美を來した原因であります。

一六九、薩摩琵琶歌の特長——斯く歴史的教化と地勢の雄を誇ると共に、鹿兒島士民に大陸的堅忍不拔の思想を間斷なく鼓吹しましたのは云ふまでもなく郷土音楽の精髓を以て誇る薩摩琵琶歌に因るのであります。其歌中にある「虎狩」の如きは自ら忠君愛國の思想を煽り、勇健武烈の士風を鼓吹し、英氣を涵養するに至大なる力を以て居ります。斯くの如き三拍子揃つた鹿兒島の地が、元寇に贏ちし太守を生み、大西郷、大久保の兩先生を産み、大山、伊東、東郷の三元帥と樺山山本、上村の三大將を生み、更に婦人の典型乃木子夫人を生みましたのも、豈偶然のことにして默過することを許しません。

第十六章 結 論

論

一七〇、日本婦人特有美點——凡そ日本婦人に最も尊ぶべき美徳は、貞淑温良であつて而も犠牲的精神に富む所であります。此美徳は建國以來三千年、終始繼承して我國固有の大精神となり社會の安寧を維持し、國家の隆運をなし、世界人類の幸福を増進し得るのであります。然るに現在世相を観ますと、世は昌平無事に馴れ人は驕奢逸樂に酔ひ、華美淫蕩の風、都鄙を通じて侵蝕せんとしつ、あります。従つて一般に廉恥なく、節儀なく、上を敬はず下を教へず、これがために人心は自然浮薄に陥り、傳來の美風は殆んど地を拂ひ、跡を絶たんとして居りますのは、誠に歎かばしい次第であります。モシ夫れこれ等の惡風が、放漫教育に端を發したとすれば、之が監督を嚴重にするは勿論、監督者自己の修養を怠ることをも許されないのであります。而も國の強弱と明不明とが、子弟教養の良否に依つて別るとしたならば、直接其教養の血となり肉となる母たる人が、先づ第一に品性の陶冶と、人格の向上を計らなければなりません。其と同時に聽て人の母となるべき青年婦女の方も、勿論幼兒の教養に當るべき資性を娘時代に修養して置く必要があらうと思ひます。

一七一、研究さる婦人問題——然るに社會問題として、今や極めて重大なる地步を占めて來

ました婦人問題が、その歸趨に迷ひ、社會の女子教育も、家庭の子女教育も、區々こしてその據り所を失ひつゝあります時、我乃木靜子夫人が、家族制度の悩みより出發して、立派に婦人の全期を完成されました実績は、生ける女子の修養資料として、世の範を示すに足るべく、又これから盡きざる新しい意義を汲み得るものと信ずるのであります。要するに乃木家の名譽は、夫人の隠れたる心盡しに端を發し、生きては前古無比の大忠臣たり、死しては永遠護國の神となりし乃木將軍の功績も、姑の満足せる生涯も、兩令息の名譽ある戦死も、最後の殉死もみなこれ靜子夫人の境まぬ努力が、與つて力あつたに斷言するに憚らないのであります。即ち正直に云つたならば將軍の崇高偉大なる全人格の一半は、正に是れ夫人の貞節の發露に俟つて云ふも、決して溢美の言ではないのであります。

一七二、眞にこれ婦人の典型——由來乃木將軍の生涯は、極めて波瀾重疊の觀がありました其幼時よりの貧苦は言はずもがな、既に身を軍職に置き、靜子夫人を迎へたる後も、或は失意の時があり、得意の時があり、平凡の時があり、至難の時があり 出征して歸還すれば、屢々休職の命を受け、殊に晩年の俸給は殆んど家政を助けず、心行くまゝの寄附をなし、富貴頼むに足らず位階勳等亦喜ぶべきでなく、其變化常なきの間に於て、精神的に將軍に同情し、共鳴し、慰安し、盡瘁

し、以て内助の重任を全ふして、將軍に些の内顧の憂ひを 挟むことなからしめ、其愛兒に對しては、常に最高の權威者であると同時に、亦最大の慈母たるの地位を保ち、其死に及んでは大君に夫君と共に殉じ、婦人美德の全部を盡したる其勳は、或は將軍に擢んずるものがあつたでありませう。併し靜子夫人も亦生きながらの神ではなく、吾等と同じ人生の苦樂道を歩んだ人でありました。只靜子夫人が他に秀でたる殊勳を贏ち得たる所以のものは、單に日本固有の婦人美德を人並以上に盡された結果に外ならないのであります。さればお互も今後の修養如何に依つては、此靜子夫人と同等の地位に達するこも、左程困難なるこもではないと思ひます。

一七三、著者は偉人崇拜——著者の祖先是小祿でありましたが、幸に薩摩藩士として隼人の特長氣風を傳養し殊に祖父の時代には、王政復古の時代でありましたから、能く西郷、大久保兩先生を始め知名の志士義人と往來し、勤王護國のために奔走したものであります。而も其血を承け兩先生の義氣を、常に祖父から絶へず聞かされた著者は、幼な心から兩先生を崇拜し、更に義氣に活きる偉人の事業を研究するを無上の光榮として居りました。而して一昨年六月遙々上京して、同郷の石塚正治氏を通じ、元帥東郷平八郎閣下に面謁し、親しく南洲甲東兩先生の事績を訪ねたるに神と崇む伯爵東郷閣下は、特に繁雜を割いて御教導を給はつたこは、今に其鴻恩を感銘して居る

次第であります。而も其偉徳に靈感したる筆者は、現代人心の恐るべきに鑑み先輩と計り西郷、大久保兩先生の五十年祭を記念するため、兩雄の肖像畫を治き頒布し、更に一昨年九月二十四日白木屋に於て南洲先生五十年記念講演會を開き、續いて昨年五月十四日三越に於て甲東先生の五十年記念講演會を開催し其教訓と勳功を同胞に想起せしめ、物質本能の都人士をも感憤させ、古今未曾有の盛會を極めましたのは、千萬の敵を降伏せしめたる以上に心地よいことでありました。

一七四、本書著述の譯——西郷南洲先生の遺訓の一節に「道は天地自然の道なる故、講學の道は敬天愛人を目的とし、身を修むるに克己を以て終始せよ」一言はれてゐますが、實にこの克己こそ修養の第一であります。近來各方面各階級を通じて實に歎息すべき事件の續々發生しますのは一に此工夫の足らざる結果に外ならないのであります。己の心に慾が芽し情慾が起り私慾が動き虚榮の念が生じた場合に、自分で自分の心を抑へる事、即ち己に克つ事さへ出来れば、禍を招くやうな事は決してない筈であります。斯く英勇を崇拜する著者が、現在の思想に慊らず、殊に婦人教育の必要を論ずる時に當り、同郷の烈婦乃木靜子夫人の頌徳を崇拜し、更に縣人有志の伯めにより勇氣を揮つて赤貧の内に稿を輯むるに茲に數年、漸く此程脱稿して梓に上し、同胞諸兄弟と共に夫人の頌徳を偲び、漸く頽れんとする皇國特有の美風を喚起し、苟くも御國を危くせんとする外來

思想を海の彼方に放逐し、油斷の出来ない青年子女時代を、最も完美に而も安全に純なる日本の型に嵌つた婦人に躰け上げたのが本書を著はした原因なのであります。

一七五、普選と婦人の責任——殊に婦人にも覺醒を要すべきことは、國民を愛撫し給ふ、聖上陛下は「萬機を公論に決すべく」普通選舉法を御聽許遊ばされたるに拘らず、其初步に於て普選の眞精神を歿却し、從來の儘に縁故情實に流れ、僅の財實に眼を眩まされて惡宣傳をなし、或は金に依つて代議士を買ひ、金に依つて選舉權を賣り、以て純正なるべき選舉民を迷淵に沈溺せしめ神聖なるべき法の運用を全然意義なからしむるに至つたのであります。其罪は獨り候補者並に運動員のみならず、又選舉民にも覺醒の足らない所があつたからであります。勿論其裏面には醜惡極まる事實の存在せることは、言を俟たないことではありますが、一面に家庭に於ける内助者の地位が、未だ充分に向上されて居なかつたがためであります。茲に至つて考へますと、普通選舉に於ても婦人の責任が、いかに大なるかを覺へるではありませんか。もこより現今の法律は、婦人に其權利を認めて居ないから、普選に對して何等關係はないやうでありますが、苟くも皇國の民として、將又其權利を行使すべき子弟の教養者として、時勢に順應し合理的に進展し、苟も親聖を冒瀆するが如き罪の一端を背負はないことに心掛け、假令選舉權の有無に係はらず、須らく内助者の本務を全ふ

すべく、自己精進に努めなければならぬ。こゝ思ふのであります。

一七六、終りに臨んで——嗚呼愛する諸兄姉よ、悲痛なる先逝憂國の志士義人の聲を聞き給はざるや、彼等先輩は一齊に口を揃へ「奮へ同胞よ、醒めよ青年子女よ」を絶叫しつゝあるではありませんか。然るに昭和維新は須らく國民の覺醒に俟つ所のものが、頗る多大であります。而して此昭和維新を完成するには、さうしてもさうしても困苦に克ち、赤貧に甘んじながら國家の犠牲となりし志士義人を則し、以て忠勇義烈、清廉高潔、質實素朴、節儉勤勉、克己自強等を完ふし、浮華輕佻の念を退け、舉國一致して益々皇國の威風を宇内に顯揚し、一旦緩急あらば義勇公に報じ、以て天稔無窮の皇運を扶翼することに、励めなければなりません。

想ふに我皇祖宗、高千穂の峰高く、豊榮昇る日の御旗を押し立て給ひ、遂に國中を平定し、建國の素志を完ふされ給ひしより、茲に歳を経るこゝ三千年、炳々として日月の如く、牢々として海岳の如く、而も萬世一系にして、天下に卓絶して居るではありませんか、此光輝ある皇室を戴く我等臣民は徒らに他を模倣せず、我國固有の武士道を以て、大日本帝國の基礎を完全に培ひ、上下心を一にして、熾んに經綸を行ふことこそ、我等國民の最大義務なのであります。されば國の強弱の基調を造る子弟の直接教養の任に當られつゝある、家庭の婦人が、本書に現はれるた乃木靜子夫人によ

り「克く忠、克く孝、克く貞」の我國固有の婦人特有美德を發揮されることを得られたならば、獨り國家家庭の喜びならず、乃木靜子夫人も亦以て長へに敬せられるであります。

母としての

乃木靜子夫人（終）

昭和三年七月二十五日
昭和三年七月二十五日
昭和三年七月二十五日
改版
印刷納本
九初版

實費 七拾五錢

編纂 關西鹿兒島縣人會編輯部

大阪市東成區生野田島町四三五番地

代表者 逆瀬川 濟

大阪市東成區猪飼野町一八九番地

發行人 指宿 貞政

大阪市東區内淡路町一丁目七番地

印刷人 岡本省三

大阪市東區内淡路町一丁目七番地

印刷所 大阪活版所

大阪市東成區生野田島町四三五番地

發行所 關西鹿兒島縣人會

振替口座大阪八四六四〇番
電話東八八〇番

不許
複製

終

